

燕市 こども計画 基本理念の検討

前回の燕市子ども・子育て会議にて、計画の基本理念については、今回の会議で決定することにさせていただきました。

本日は、委員の皆さまからご提案いただけるとありがたく存じます。

事前に送付いたしました事務局案に拘らず、ご提案をお願いいたします。

1 「第2期子ども・子育て支援事業計画」(現計画)の基本理念

「輝く未来へ!! 笑顔あふれる 子育てのまち つばめ」

2 基本理念を変更する理由

こども計画策定にあたり、現行の子ども・子育て支援事業計画の「子育て当事者」の視点から、こども大綱に沿った「こども」の視点に変える必要があるため。

3 基本理念の検討にあたって

■次期計画における基本理念の根底にあるべき思想、考え方

年齢や家庭環境、障がいの有無など個人が置かれている状況にかかわらず、燕市の未来を担うすべての子ども・若者が、個性や多様性を尊重され、一人ひとりが自分らしく夢や希望を持ち成長できるまちを目指します。

■こども基本法の基本理念(参考)

- ①すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ②すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- ④すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- ⑤子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

■ 国が掲げる「こどもまんなか社会」（参考）

すべてのこどもや若者が

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、自己肯定感を持つことができ、自分らしく一人ひとりが思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりできる
- 虐待、いじめ、体罰、暴力、経済的搾取、性犯罪、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

- **基本理念の検討** 案②、④、⑥は「笑顔があふれ」の部分を削除したものです。
念のため①～⑨の事務局案を用意していますが、これに拘らずご提案ください。

- 案①「輝く未来へ!! **笑顔があふれ** こども・若者が夢と希望を持てるまち つばめ」
案②「輝く未来へ!! こども・若者が夢と希望を持てるまち つばめ」
案③「輝く未来へ!! **笑顔があふれ** こども・若者が自分らしく成長できるまち つばめ」
案④「輝く未来へ!! こども・若者が自分らしく成長できるまち つばめ」
案⑤「輝く未来へ!! **笑顔があふれ** すべてのこどもの幸福が尊重されるまち つばめ」
案⑥「輝く未来へ!! すべてのこどもの幸福が尊重されるまち つばめ」
案⑦「輝く未来はここにある すべてのこどもが 自分らしく成長できるまち つばめ」
案⑧「未来へ向かって 一人ひとりが輝けるまち つばめ」
案⑨「すべてのこどもが尊重される こどもまんなかのまち つばめ」

案⑩

案⑪

案⑫

案⑬

案⑭

案⑮